

## 第2章 収集・運搬

### 2.1 事前調査・委託契約

- (1) 保管事業者は、PCB 廃棄物の種類、数量、性状及び状態等を調査、確認し、当該 PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、適正に保管しなければならない。
- (2) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、事前に、当該委託しようとする PCB 廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を、文書で通知しなければならない。
- (3) 収集・運搬業者は、収集・運搬しようとする PCB 廃棄物の保管事業者における保管状況をあらかじめ確認することが必要である。
- (4) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、収集運搬業者又は処分業者と書面により委託契約しなければならない。

#### 【解説】

- 1 廃棄物処理法においては、保管事業者は、その PCB 廃棄物を自らの責任において処理することと定められており、保管事業者はその PCB 廃棄物が最終処分されるまでの責任を負うものである。保管事業者は、その PCB 廃棄物を確実に適正に処理するため、PCB 廃棄物の種類、数量、性状の他、PCB 廃棄物が長期に亘って保管されていることに鑑み、漏洩や破損、錆び、腐食の有無及び状態を事前に調査、確認するとともに、当該 PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、廃棄物処理法に定める保管基準に基づき、適切にこれを保管しなければならない。
- 2 保管事業者は、PCB 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者にそれぞれ委託しなければならない。この場合に、保管事業者は、運搬又は処分を委託しようとする者に対して、事前調査の結果に基づき、PCB 廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知しなければならない。
- 3 収集・運搬業者は、生活環境保全上支障を生じさせることなく適正に、収集・運搬を行うために必要な運搬容器及び作業内容等を把握するため、収集・運搬する PCB 廃棄物の保管事業者における保管状況等を事前に現場調査を行うこと等により十分に確認することが必要である。この現場調査は、安全かつ効率的な収集・運搬を行うためにも必要である。
- 4 保管事業者は、PCB 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、PCB 廃棄物の保管状況等及び収集運搬業者又は処分業者の施設内容等に応じて、処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるように、必要な内容を盛り込んだ委託契約を収集運

搬業者又は処分業者と締結しなければならない。委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていなければならない。

PCB 廃棄物の種類・数量

運搬の最終目的地の所在地（運搬の委託をする場合）

処分場所の所在地及びその方法、施設の処理能力（処分の委託をする場合）

最終処分の場所の所在地及びその方法、施設の処理能力（処分の委託をする場合）

委託契約の有効期間

委託者が受託者に支払う料金

収集運搬業者又は処分業者の事業の範囲

積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管を行う場所の所在地及び保管できる廃棄物の種類・保管上限（運搬の委託をする場合）

適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

- ・ PCB 廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ・ 通常の保管状況の下での腐食、揮発等 PCB 廃棄物の性状の変化に関する事項
- ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ・ その他 PCB 廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

委託契約を解除した場合の処理されない PCB 廃棄物の取扱いに関する事項

この他、必要に応じて、以下の条項を盛り込むこと。

運搬容器及び荷役その他収集・運搬の方法に関する事項

収集・運搬中の破損・漏洩等に伴う新たな PCB 汚染物や作業等が発生した場合の責任範囲に関する事項

料金の支払方法に関する事項

契約に違反した場合の措置に関する事項

5 PCB 廃棄物を取扱う際に注意すべき事項については、2 . 4 節を参考とすること。

## 2.2 収集・運搬の方法

### 2.2.1 基本的事項

- (1) PCB 廃棄物の収集・運搬にあたっては、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従い行わなければならない。
- (2) 保管事業者が PCB 廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行わなければならない。

#### 【解説】

- 1 PCB 廃棄物の収集・運搬は、廃棄物処理法に定める処理基準に従い、次のように行うこと。

PCB 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

PCB 廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

PCB 廃棄物の収集・運搬を行う場合には、運搬容器に収納して収集・運搬すること(感圧複写紙を除く。)。運搬容器に関する規定は、第3章を参照のこと。

この他、次の事項に留意することが必要である。

雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等の措置を講ずること。

みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

その他委託契約書に収集・運搬に関する指示がある場合には、その指示に従うこと。

- 2 PCB 廃棄物は、他の物を汚染するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬することとし、このため、他の廃棄物とは適切な運搬容器により区分し、廃棄物以外の物とは PCB 廃棄物を適切な運搬容器に収納した上でコンテナにより区分して収集・運搬しなければならない。

- 3 また、PCB 廃棄物を船舶を用いて運搬する場合は、危規則(船舶による危険物の運送基準等を定める告示)により、甲板上積載をする場合は、食品類から6メートル以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載してはならない。

- 4 保管事業者が PCB 廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、PCB 廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。

PCB 廃棄物の種類及び数量

マニフェストの交付年月日及び交付番号

保管事業者の氏名又は名称及び住所

PCB 廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

マニフェストの交付を担当した者の氏名

運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所

運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が PCB 廃棄物の積替え又

は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地  
PCB 廃棄物の荷姿  
当該 PCB 廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地

- 5 収集・運搬業者は、運搬を担当した者の氏名及び運搬を終了した年月日をマニフェストに記載し、運搬を終了した日から十日以内に、マニフェストを交付した者に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。また、処分を委託された者にマニフェストを回付しなければならない。マニフェストの交付者は、運搬又は処分が終了したことを、当該マニフェストの写しにより確認し、当該写しを五年間保存しなければならない。
- 6 保管事業者は、マニフェストの交付に代えて、情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、PCB 廃棄物が適正に処理されたことを確認することができる。電子マニフェストシステムは、マニフェストの交付、保存、都道府県知事・保健所設置市長への報告等マニフェストに関する事務手続きを簡素化するだけでなく、PCB 廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。なお、情報処理センターとしての指定は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが受けている。

## 2.2.2 漏洩の点検、漏洩防止措置

事前調査時、積込み時、運搬時、積替え時、積下し時において、PCB 廃棄物の漏洩の有無を点検し、必要な漏洩防止措置を講ずることとする。

### 【解説】

- 1 PCB 廃棄物は、長期の保管に伴う劣化により機器本体や収納している容器に腐食、変形、破損等を生じているおそれがあることなどから、特に、収集・運搬中の PCB 廃棄物の飛散及び流出による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、事前調査時を含め、収集・運搬の各段階において、漏洩の無いことを確認しなければならない。
- 2 漏洩の生じやすい主な箇所は、以下のとおりであり、これらの箇所を重点的に点検すること。
  - トランス、コンデンサ等の機器
    - ・ブッシング取付けの付け根
    - ・放熱板の溶接部
    - ・本体と取付け板の接合部
    - ・温度計、バルブ等の突出部
  - PCB 廃棄物を収納している容器
    - ・溶接部
    - ・底面
    - ・発錆、打痕箇所
    - ・固縛、吊り等の外力を集中して受ける箇所
- 3 事前調査により、収集又は運搬中にこれらの PCB 廃棄物に漏洩のおそれがある場合には、保管事業者又は収集運搬業者は、適切な漏洩防止措置を講ずることが必要である。漏洩のおそれが機器上部等の接液していない部分や収集・運搬時に力がかからない部分の腐食又は破損等であれば、目止め、補強、緩衝材での保護及び包装等の措置を講ずることとする。バルブ等の突出部は、衝撃等により破損しやすいため、取扱いには十分留意しなければならない。また、機器底部や収集・運搬時に力がかかる部分に腐食又は亀裂等の破損の兆候があれば、適切な容器に収納することとする。機器を移動することにより、破損、漏洩するおそれがあり、機器を容器に収納することができない場合には、液抜きを行うことを検討する必要がある。
- 4 収集・運搬を行う者は、積込み時、積下し時及び積替え時の他、運搬中であっても長時間の停止時等に運搬容器及び運搬車両からの漏洩の有無さらに固縛状況を目視等で点検する必要がある。ただし、封印している等、構造上確認が困難な場合を除く。

- 5 事前調査及び収集・運搬中に PCB 廃棄物の漏洩が確認された場合の対応方法の例を表 2.1 に示す。漏洩した PCB 廃棄物をふき取ったウエス（雑巾）等、PCB 廃棄物が付着した吸着材及び保護具等は、PCB 汚染物として適正に処理することが必要である。

表 2.1 収集・運搬中等に漏洩があった場合の対応方法(例)

区分	作業名	状況	漏洩区分		
搬出	◇ 現状確認・事前調査(保管場所)	確認	1. 目視にてPCB廃棄物の漏洩状態を確認 2. 漏洩しやすい箇所 プッシング取付けの付け根 放熱板の溶接部 本体と取付け板の接合部 温度計・バルブ等の突出部 3. 必要となる追加作業、運搬容器等について収集・運搬の委託契約内容を見直し、確認		
		状態	運搬中に漏洩は生じないと考えられる。	運搬中に漏洩が生じるおそれがある。	積込み時又はそれ以前に漏洩が生じるおそれがある。
	○ 運搬容器へ積込み	対応	適切な運搬容器に収納する。	漏洩防止措置を講ずる。 適切な運搬容器に収納する。 漏れのない廃棄物とは別の容器を使用。	漏洩防止措置(液抜き等)を講ずる。 適切な運搬容器に収納する。 PCBが付着したウエス等はPCB汚染物として適正に処理する。 処理施設へ連絡する(処理対象物の変更)。 PCB特別措置法に基づく届出を行う(新規発生PCB汚染物)。
	○ 移動	実施	PCB廃棄物の積込み前に運搬容器に異常がないことを確認(目視)		
積込み	○ 積込み	確認	1. 目視にて運搬容器の外観を確認 2. 漏洩しやすい箇所 運搬容器の下部周囲溶接部と底面 発錆と打痕箇所 固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器内への漏洩がある。	運搬容器外への漏洩がある。	運搬容器が破損しているが、漏洩はない。
	◇ 漏洩確認	対応	漏れ防止型金属トレイの場合、金属容器に変更する。	運搬容器交換、又は運搬容器ごと別の運搬容器に収納する。 運搬容器は、適切に修理するか、PCB廃棄物として適正に処理 周辺汚染の調査等を行う。	運搬容器を交換する。
	◇ 積載確認	実施	積載数量、収納・積載・固縛状況を確認		
運搬	◇ 運行確認(経路等)	確認	1. 適時、運搬容器の外観と荷台を目視にて確認 2. 漏洩しやすい箇所 運搬容器の下部周囲溶接部と底面 発錆と打痕箇所 固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器からの漏洩(運搬車、コンテナ内のみ)	運搬容器からの漏洩(運搬車、コンテナ外)	運搬容器の転落・落下 行方不明、盗難
	○ 運搬	対応	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡 警察、消防、都道府県の担当部局へ連絡 搬入先(処理施設等)へ連絡 運搬停止	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡 警察、消防、都道府県の担当部局へ連絡 搬入先(処理施設等)へ連絡 運搬停止
搬入	◇ 到着確認	確認	1. 運搬容器の内部、外観及び荷台を目視にて確認 2. 漏洩しやすい箇所 運搬容器の下部周囲溶接部と底面 発錆と打痕箇所 固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器内への漏洩(漏れ防止型金属容器又は漏れ防止型金属トレイの場合)	運搬容器からの漏洩(運搬車、コンテナ内のみ)	運搬容器からの漏洩(運搬車、コンテナ外)
	○ 搬入	対応	PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する 運搬容器は、適切に再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。	PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する。 運搬容器は、適切に修理し、再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。 運搬車、コンテナから残留PCB廃棄物を除去する。	都道府県の担当部局へ連絡 PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する。 運搬容器は、適切に修理し、再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。 運搬車、コンテナから残留PCB廃棄物を除去する。 周辺汚染の調査等を行う。
	◇ 現品確認	固縛・根止め外し	漏洩確認		

### 2.2.3 積み込み、積下し時の立会

PCB 廃棄物の積み込み、積下しをする場合には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者、収集・運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者、処理施設の設置者又はその職務を代行する者がそれぞれの行為に応じて立ち会う必要がある。

#### 【解説】

- 1 保管事業者が PCB 廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、保管事業者と収集運搬業者との間で、又は保管事業者と処分業者との間で、PCB 廃棄物の引渡しが行われる。この際、収集・運搬又は処分を委託しようとする PCB 廃棄物について双方の責任ある者が立会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認することが必要である。収集運搬業者から処分業者への PCB 廃棄物の引渡しにおいても同様である。
- 2 収集運搬業者が保管事業所から PCB 廃棄物を積み込み、運搬を行い、処理施設で積下しをするという場合には、積み込み時には、保管事業所の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者と、収集運搬業者の運行管理責任者（4.1節）又はその職務を代行する者の双方が立会い、積下し時には、収集運搬業者の収集運搬の運行管理責任者又はその職務を代行する者と、処分業者の処理施設の設置者又はその職務を代行する者の双方が立ち会うこととする。保管場所を変更するため収集運搬業者に収集・運搬を委託する場合には、収集運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者と保管事業所の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立ち会うこととなる。
- 3 また、保管事業者が自ら運搬する場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立ち会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか等について実地に確認することが必要である。
- 4 「代行する者」とは、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者、運行管理責任者又は処理施設の設置者が、その責任の下で、この職務を代行させることとした者をいう。
- 5 なお、PCB 廃棄物を船舶を用いて運搬する場合には、危規則第五条の四により、船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、荷役に立ち会わなければならない。



## 2.2.4 積込み、積下しの方法

- (1) PCB 廃棄物は、できるだけ保管場所で運搬容器に収納すること。
- (2) PCB 廃棄物が運搬容器内で移動し、転倒し、破損しないように収納すること。
- (3) PCB 廃棄物の種類等に応じて適切な荷役を行うこと。

### 【解説】

- 1 PCB 廃棄物は、できるだけ保管場所で運搬容器に収納することとし、運搬容器に収納するため、止むを得ず施設内で PCB 廃棄物を移動する場合には、できる限り移動距離が短くなるようにするとともに、その移動経路については、PCB 廃棄物の飛散、流出防止、床面の保護（防水シートの敷設等）等、必要な措置を講ずる必要がある。
  
- 2 PCB 廃棄物の積込み、積下しに当たっては、運搬中に PCB 廃棄物が飛散、流出するおそれが無いよう、PCB 廃棄物が運搬容器内で移動し、転倒し、破損しないように収納するとともに、以下のことに留意すること。
  - 高温にさらされないようにすること
  - 雨水と接触しないようにすること
  - 運搬容器が落下し、転倒し、破損しないように積載すること
  - 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること
  - 運搬容器を積み重ねる場合には、十分な強度がある運搬容器を用いること
  
- 3 PCB 廃棄物又は運搬容器の荷役は、PCB 廃棄物の種類・重量・保管状況、運搬容器の種類及び輸送手段に応じて適切に行う必要がある。表 2.2 に荷役設備の使用条件（例）を示す。荷役にあたっては、以下のことをよく確認すること。
  - PCB 廃棄物に漏洩はないか
  - 運搬容器の変形・破損・変色はないか
  - 荷役設備に異常はないか
  - 固縛材に緩みがないか、締め付けは十分か
  - 積付け位置は適切か

表2.2 荷役設備の使用条件(例)

荷役方法	荷役場所又は運搬車輛等の条件	PCB 廃棄物又は運搬容器等の条件	備 考
クレーン、天井クレーン、ホイスト等	荷台に上部から吊降ろすことが可能	吊具を装着できる	設備の許容荷重が吊挙げ重量以上であること
フォークリフト	バンタイプの車輛やコンテナ等、荷台側面から積込みが可能	底部にフォークで持ち上げられる強度を有する	
ハンドリフト等	プラットフォーム等の設備がある		
人力	荷役機械が使用できない	手で持ちやすく軽量(40kg程度以下)	作業員の安全に特に留意が必要
上記以外			条件に応じて適切な荷役方法を採用

## 2.2.5 積替え・保管

- (1) 積替え・保管は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められているとともに、搬入されたPCB廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないものとしなければならない。
- (2) PCB 廃棄物の搬入、搬出及び保管の状況等を記録し、適切に管理する必要がある。

### 【解説】

- 1 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を行うため、保管場所の変更の場合を除き、廃棄物処理法に定める積替えの基準に適合しない積替え・保管を行ってはならない。積替えの作業は、積込み、積下しの方法と同様に行うこと。
- 2 保管する PCB 廃棄物の数量は、当該保管の場所における（搬出される日）一日当たりの平均的な搬出量の七倍（七日分）を超えないようにしなければならない。
- 3 積替え・保管を行う収集・運搬業者は、積替え・保管する PCB 廃棄物を適正に管理するため、積替え・保管施設ごとに帳簿を備え、下記の事項を記録しておく必要がある。
  - 保管事業者名及び連絡先
  - PCB 廃棄物の種類及び内容
  - 搬入年月日、搬入量及び搬入者名
  - 搬出（予定）年月日、搬出量、搬出車両及び搬出（予定）先
  - 積替え・保管施設における保管の位置
  - 運搬容器の保有者名及び運搬容器の番号
  - その他特記事項（漏洩の点検結果、その対応措置等）
- 4 積替え・保管施設の安全管理を徹底するため、安全管理の責任者を定める等安全管理体制を整備するとともに、PCB 廃棄物の漏洩の点検、漏洩があった場合の措置方法等の日常作業の内容を定めた日常管理マニュアルや災害、事故等の緊急時における対応マニュアルを作成、備え付けておくことが重要である。この他、積替え・保管施設に係る下記の事項等を記録しておくことが望ましい。また、保管事業者においても保管場所において、同様の措置を講ずることが望ましい。
  - 施設入場者の氏名及び連絡先
  - 浄化用資材、保護具、保護衣等の備蓄状況の点検結果
  - 火災報知器、防消火設備の点検結果
- 5 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上保管する場合には、同法に定める貯蔵及び取扱いの基準等に従わなければならない。

## 2.2.6 積替え・保管施設

PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、以下のとおりとしなければならない。

- (1) 周囲に囲いを設け、かつ、見やすい箇所に PCB 廃棄物の積替え・保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- (2) 保管の場所から PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) PCB 廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。

### 【解説】

- 1 PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、周囲に囲いを設け、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。また、部外者による不適切な取扱い、盗難、紛失を防止するため、施錠、監視等の措置を講ずることとする。

- 2 積替え・保管施設に設ける掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上とし、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

PCB 廃棄物の積替え・保管の場所であること

積替え・保管する PCB 廃棄物の種類

積替え・保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先

積替え・保管のための保管上限

- 3 PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、若しくは揮発しないように次に掲げる措置を講ずることが必要である。

PCB 廃棄物の流出等を防止するため、溜め桝、防液堤等の設備を設けるとともに底面を不透水性の材料で覆うこと。ただし、PCB 廃棄物を適切な運搬容器に収納している場合はこの限りでない。

PCB 廃棄物を含む汚水の発生を防止するため、屋内に保管する等、PCB 廃棄物に雨水があたらないようにすること。

適切な運搬容器に入れる等の PCB 廃棄物の揮発の防止のために必要な措置を講ずること。

覆いをかける、屋根を設ける、屋内に保管する、建物には換気設備を設ける等の PCB 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置及び PCB 廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

- 4 積替え・保管施設において、トランスやコンデンサ等、PCB が密封されている電気機器が廃棄物になったものをそのまま取扱う場合や運搬容器のまま取り扱う場合は、労働安全衛生法に定める特定化学物質を取り扱う作業場に当たらないが、PCB の含有量が 1 % を超

えるトランスやコンデンサの液抜きの作業等を日常的に行う場合には、特定化学物質を取り扱う作業場として同法特化則に従う必要がある。同規則には、作業場の構造、設備等に関する基準、作業の従事者に対する措置等の定めがある。

- 5 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上保管する積替え・保管施設にあつては、同法の貯蔵所として同法に定める技術上の基準に適合するものでなければならない。同法には、許可、構造・設備に関する要件、標識、掲示板等の定めがある。

## 2.2.7 液抜き

液抜きは、今後の技術的検討結果を踏まえて行うものとする。

### 【解説】

- 1 液抜きは、その具体的な方法、必要な機器の操作方法及び作業従事者に求められる要件等に関する今後の技術的検討結果を踏まえて行うものとする。

## 2.3 表示・標識

収集・運搬を行う者は、運搬容器に「PCB」及び収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類を表示し、運搬車に「PCB」と表示しなければならない。

### 【解説】

- 1 収集・運搬を行う者は、運搬容器に以下の事項を、見やすく、分かりやすく、外気に暴露されてもその効果が減じず、容器表面の色と対照的であり、かつ、他の表示に阻害されないよう表示するものとする。

「PCB」

容量 450L を越える中型容器には相対する 2 ヶ所に表示すること。

PCB 廃棄物の種類

「廃 PCB 等」、「PCB 汚染物」又は「PCB 処理物」を表示すること。

- 2 大型金属容器、コンテナ及び運搬車には、相対する 2 ヶ所以上の側面に明瞭に視認できるよう、「PCB」の表示を、高さ 120mm 以上×幅 300mm 以上で 10mm の黒枠の中に、大きさ 65mm 以上の黒文字で表示するものとする。

- 3 PCB の含有率が 1 % を越える PCB 廃棄物の運搬容器には、労働安全衛生法（特化則）の定めるところにより、その見やすい箇所に名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。表 2.3 に表示例を示す。

- 4 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上、収集・運搬する場合には、消防法の定めるところにより、運搬容器及び運搬車に必要な表示を付すこと。表示の主な内容は下記のとおりであるが、詳細及び様式については、消防法を確認すること。

運搬容器の表示

- ・危険物の品名、危険等級及び化学名：(例)第三石油類、危険等級、PCB を含む油
- ・危険物の数量
- ・「火気厳禁」

運搬車の表示

- ・危険物の類及び品名：(例)危険物第四類第三石油類
- ・最大数量
- ・「危」：標識

- 5 船舶を用いて PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、廃棄物処理法の定めるところにより、下記の事項を所定の様式(廃棄物処理法施行規則様式第一号)により船橋の両側(船橋のない船舶にあっては、両げん)に鮮明に表示する他、危規則の定めるところにより、

表示等を行うこと。

収集・運搬を自ら行う者：氏名又は名称

収集運搬業者：許可番号

表2.3 労働安全衛生法による表示(例)

名 称	PCB、PCB 含有油、PCB 汚染物、PCB 含有トランス、PCB 含有コンデンサ、等と記載
成 分	塩素化ビフェニール又は PCB と記載(労働安全衛生法では、PCB は「塩素化ビフェニール」という。)
含有量	%
注意事項	液が皮膚に付着すると皮膚障害を起こす恐れがあります。 また蒸気を吸入すると中毒を起こす恐れがありますので、下記の注意事項を守ってください。 1．みだりに蒸気を吸入し、口に入れ、又は皮膚に付着しないようにして下さい。 2．液を直接取扱う場所には局所排気装置を設置して下さい。 3．液を直接取扱う時は、保護眼鏡、耐油性保護手袋を使用して下さい。 又必要に応じて有機ガス用防毒マスクを使用して下さい。 4．皮膚に付着した場合は、すみやかに洗剤や石けんで良く洗って下さい。 5．液は絶対に流出させないで、廃油は密閉容器に保管して下さい。 6．液がこぼれた場合には、オガクズ、ウェス等で良くぬぐい取り、密閉容器に保管して下さい。
表示者の氏名又は名称及び住所	



## 2.4 携行書類

収集・運搬を行う者は、収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類及び当該 PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書その他必要な書類を携帯すること。

### 【解説】

- 1 収集・運搬を行う者は、マニフェストを携帯するとともに、収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類及び当該 PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯することとし、その記載内容は表 2.4 の例による。

表 2.4 携行書類の記載内容(例)

PCB 廃棄物の種類		廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物	
適用法令	廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物	
		特別管理一般廃棄物	
	労働安全法	特定化学物質第一類	
	消防法	危険物第 4 類第 3 石油類	
		その他 ( )	
危規則	有害性物質		
取扱時の注意事項	PCB の取扱に関する一般事項	1 接触により皮膚や眼に炎症を起こすおそれがあるため、身体への暴露を防ぐよう以下のとおり取り扱うこと。 不浸透性の手袋、保護衣、眼鏡（顔面シールド）を着用すること。 経口摂取の予防のため、作業中は飲食、喫煙をしないこと。 飛沫、ミストの発生を防止すること。 2 環境中に残存するので、環境中に流出させないこと。 3 火災により分解し、刺激性で有害なガスを発生するおそれがある。	
	PCB 廃棄物の取扱に関する一般事項	1 高温にさらされないようにすること。 2 飛散、流出等のおそれがないよう必要な措置を講じること。 3 雨水に当たらないようにすること。 4 転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等粗暴な行為をしないこと。 5 食品や飼料と一緒にしないこと。 6 万一、PCB が漏れた場合には、ふき取る等必要な措置を講じること。	
	特記事項	引火点の低い絶縁油が混入されているなど、上記以外の取扱い上の留意事項を記載	

- 2 上記の他、緊急時に運転者、作業者が対処すべき事項、連絡通報事項等を示した緊急時対応マニュアル（第 5 章）を携帯することとする。

3 船舶を用いて PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、廃棄物処理法の定めるところにより、下記の書面を船舶に備え付けておく他、危険物の種類及び重量等を記載した危険物積荷一覧書を船舶内に保管する等危規則の定めるところによる。

収集・運搬を自ら行う者：当該者の事業の用に供する船舶であることを証する書面

収集運搬業者：当該収集運搬業の許可を受けたことを証する書面